

ひとごと  
じゃない！  
だまされ  
ないで!!

# 特殊詐欺



消費生活センター(生活課内) ☎(63)3313

特殊詐欺とは、犯人が電話やショートメッセージサービス(以下「SMS」)等で親族や公共機関の職員等を名乗り被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする等の犯罪です。

## 還付金詐欺

### 【事例】

市役所の保険年金課や介護保険課の職員を名乗り「還付金があるからATMに行くように」「口座番号を教えてください」などという電話があった。

### 【アドバイス】

「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら詐欺です。また市の職員が「口座番号や暗証番号を聞く」こともありません。このような電話がかかってきたら、なにも答えずに電話を切りましょう。



消費者庁イラスト集より

## 架空請求詐欺

### 【事例】

大手通信会社の名前でSMSが届いた。身に覚えがなかったが、「連絡しないと法的措置を取る」とあったので電話をしたら、「未納サイト料金」を請求された。

### 【アドバイス】

架空請求は消費者を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報を知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。

未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。

## オレオレ詐欺

### 【事例】

息子や孫など家族を名乗り「風邪をひいてのどの調子が悪い」「携帯電話をなくした」「会社の金を株に使い込んでしまい至急お金が必要だ。今日中に何とかしないと会社をクビになる」と電話があった。

### 【アドバイス】

電話でお金のお話をされたらまず詐欺を疑いましょう。ご家族の携帯電話や勤務先かけなおして確認することも重要です。市には「特殊詐欺対策電話機等の購入補助制度」もあります。自動通話録音機能等ついている電話機の購入もご検討ください。詳しくは、本紙21ページをご覧ください。

## 他にも...

「あなたには老人ホームの入居権があるので他の人に譲ってほしい」などと電話があり善意で承諾すると、弁護士を名乗る人物から「入居する気がないのに申し込んだので犯罪だ」などと言われお金をだまし取られたり、「7億円当選」などとSMS等で当選通知が届き「受け取るには手数料を先に振り込んで」などと言って現金を振り込ませるなどの手口もあります。



消費者庁イラスト集より

このような特殊詐欺の被害にあわないためには、

- ①キャッシュカードや通帳などはわたさない!
- ②お金を振り込まない!
- ③個人情報や通帳番号、暗証番号は教えない!

迷ったら1人で悩まず、まずご相談ください。

特殊詐欺の相談は 鹿沼警察署 ☎(62)0110 または 警察相談窓口 #9110

悪質商法の相談は 鹿沼市消費生活センター ☎(63)3313 または 消費者ホットライン 188

毎月掲載の「消費生活センター通信」もご覧ください。いろいろな相談事例を紹介しています。